

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、9月22日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上名栗字滝ノ前地内にある畑1筆507㎡です。</p> <p>農地の現況は適正に作付けされております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ネギ、サトイモ、豆類などを作付けするということです。</p> <p>また、通作については自宅に隣接している場所にあるため、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は今回、申請地を取得し両親とともに農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は現在、大字上名栗の戸建住宅に両親とともに居住しており、農</p>

作業については、5年以上の経験があります。

譲受人の同一農地・農家台帳に登録された父親所有の925㎡の経営面積については適正に管理されております。

また、譲受人からは今回、ジャガイモ、ネギ、サトイモ、豆類などの作付け計画が提出されております。

通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので、問題ありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年9月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。

4番

特段問題ございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、 審議をいたします。 それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5 -1について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の肥 沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
5番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につい て、9月22日に落合久明進委員とともに現地調査をしましたので、その状 況を報告いたします。 申請地は大字平戸字勝小舟地内にある畑1筆311㎡です。 農地の現状は、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、申請地の東側は農地で適正に作付けされてお ります。北側は住宅がありますが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えており ます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につ いて補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。 申請人は、現在、保育園に通う長男と2人で入間市内の賃貸住宅に、妻 と小学生の長女の2人は飯能市内の賃貸住宅に居住をしております。 長女が通学していた入間市内の小学校は規模も大きく、学校の指導が全 員に行き届かない面もあることから、子ども達にはもっとのびのびとし た環境の学校で育てたいと考え、転校を検討しておりました。飯能市には 小規模特認校制度があり、市内の各小学校を見学した結果、最も条件に合 った小学校に今年度から通うことになりました。</p>

今回の申請地については、希望する小学校の学区内であり、お子さんの通学や申請者の通勤の利便性にも支障がなく、今回の申請地が最も条件に合うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和4年9月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました落合久明推進委員から、何か意見等預かっていますか。

5番

特段ございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

申請地は南側道路からの接道が取れないことから、東側からの接道となっているのですか。

事務局

仰るとおり、南側は、幅員は十分にあるのですが、道路との高低差があ

議長	<p>るため、東側で接道を取っています。</p> <p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、9月21日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字平松字大道地内にある畑1筆100㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されておりました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、市内の賃貸住宅にて妻と2人で生活しております。</p> <p>申請人は現在、市内で解体業を営んでおりますが、土地を購入し、平松地区に移転することになっております。</p> <p>また、以前より、手狭な賃貸住宅ではなく、設備が充実している自分の家を持ちたいと考えておりました。移転予定の会社までの移動が容易など</p>

ころを含めて市内で土地を選定したところ、移転予定の会社の隣接地である土地が購入可能であることが分かりました。しかし、未接道であることから、当該申請地を接道用地として土地一体で住宅敷地とする予定です。

申請年月日は、令和4年9月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた保谷剛正推進委員から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

5番

申請地の南東側の2筆の土地は、どのようなものか教えてください。

事務局

2筆の土地は、以前に北側に隣接する土地との一体利用として、農地転用

議長	の申請がされ、許可となっているところです。
	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農業用施設の届出及び、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認いただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和4年9月飯能市農業委員会総会を閉会します。